

大阪広域水道企業団議会「議員定数」に関するアンケート調査集計表

別紙4-2

【企業団議会議員を選出する議会】

※ 網掛けの団体は、統合(含む、予定)団体

市町村 議会名	構成団体全てに議席配分すべき		種別	回答の内容(種別欄) 1. 議席配分の考え方 / 2. その他の意見等
	そう考える	そう考えない		
1 堺市		○	1	大阪広域水道企業団議会は、そもそも水道行政における広域行政を担う同企業団の議会として設置されている。したがって、すべての自治体から議員を選出する必要はないと考える。一方で、統合した団体の水道料金に係る議案に対して、その団体の意見を議員が不在であれば、反映できないとの意見もあった。しかし、議案として議会に提案される前段で、すべての自治体の首長が参加する首長会で審議されており、そこでの合意なしに議会に議案が上がってくることは考えにくい。そのため、当該自治体の利害関係は既に調整済みであり、議会としては、広域的視点で議論すべきと考える。議員定数については、本来であればその考え方も含めて発足当時の定数と配分にすべきと考えるが、これまでの経過を尊重し現状維持と考える。
2 岸和田市	○		1	理由 構成団体全てに発言権・議決権が必要と考えるため 定数 1団体1議席(配分の考え方は、上記理由のとおり) その他 ①運営経費削減のため、議員報酬は無支給でよい②公平性を期すため、議席の人口割配分(加配)は行わない
3 豊中市		○	1	1団体1議席が望ましいと考えるが、議員定数を大幅に増やすことについては、理解が得られにくいと考えます。現行定数のなかで、統合団体には優先的に議席を配分する必要はあると考えます。
4 池田市		○	1	定数等については企業長にお任せしますが、現在は受水量、地域バランスを考慮した定数になっている為、構成団体全ての議会に議席を配分すべきではない。
5 吹田市	○		1	理由は、以下のとおりです。 大阪広域水道企業団は特定の事務を共同処理するために設けられている一部事務組合であり、構成団体の利害関係の調整や民主的運営が求められます。しかし、全ての構成団体の議会から議員が選ばれていない現時点では、非選出の構成団体の議会の意思、すなわち、当該構成団体の民意の代表としての議員が同企業団の意思決定に関わっていないこととなります。よって、全ての構成団体の議会から議員を選ばなければならないと考えます。 総定数は、構成団体の数でよいと考えますが、もしも選出議員数の加配を希望する団体がある場合は、その理由をお伺いした後、適否を判断させていただきたい。 定数増による議会運営経費の増加については、議員報酬は毎月報酬ではなく、条例に定める活動を行った場合に、日数に応じて支給されるものであり、運営経費の増加による企業団議会の経営(予算)への影響は少ないと考えており、現在の報酬額でよいと考える。
6 泉大津市	○		1	全構成団体の理解を得るため、本市議会では、1団体1議席を基本と考えます。また、議会運営経費につきましては、会場の開催場所を考慮するなど、可能な限り、経費の節減に努めることを希望します。
7 貝塚市	○		1	企業団を構成するすべての団体が、議決に参加できるという状態が望ましいと考えるため。なお、定数が増えても、経費については現行の範囲内におさめることが望ましい。
8 守口市	○		1	本市議会においては、これまでから主張している一市町村一議席が必要であると考えます。
9 枚方市	○		1	事業統合団体が今後も増加することを踏まえると、1団体1議席の確保は不可欠と考える。 ただし、現在の議員報酬を交通費程度に抑えるなど、思い切った経費削減策が必須である。
10 茨木市		○	1 2	1 大阪広域水道企業団議会議員の定数配分については、現在まで何度も協議され、その上で現行の定数と配置基準となっているため、現行のままでの対応が最善と理解している。 2 一部の議員からは「1団体1議席が理想である」「議員全員協議会には、全団体の参加を継続されたい」との意見もあった。
11 八尾市	○		1	企業団が設立した当初は、地方公営企業法の議員定数の制約からやむなく議員定数を30名でスタートし、試行錯誤の上、受水量や地域バランス等を考慮した議席配分とされていた。その後、法律が改正され、議員定数の上限が撤廃され、構成団体の議席の在り方について協議する状況が整った。 もっとも、これまでの議員定数の議論で企業長は、統合による定数増は時代にそぐわない、府議会議員選挙においても一市一議員の選出ではない等の発言がなされるなど、構成団体の全ての住民の意思を反映するといった視点を欠いた発言がなされてきた。ところで、企業団議会の議員に選出されるには、住民から選挙によって選出された議員が、議会からの推薦を経て選出されるという2段階の民主主義的手続きがふまれていることから、その選出された議員は、当該市町村の全ての住民の意思を反映することとなる。しかし、これまでの議席の配分方法では、企業団議会に議員を選出できている議会の議決を持って企業団の意思決定がなされ、企業団議会に議員を選出できていない議会の意思は反映されないが、議決結果は当然、企業団議会に議員を選出できていない議会も拘束される。そのため、現在の企業団の意思決定は、議員を選出できていない議会及び当該住民の意思を反映できておらず、民主主義的手続きを欠くものといわざるをえない。したがって、手続的正義を全うするため、全ての構成団体の議会に最低1議席を配分すべきと考える。 そこで、まずは一旦、構成団体全ての議会に議席を配分した上で、今後、企業団の「府域一水道」の実現に向けた事業の進捗状況や構成団体の事業統合の状況等を勘案しつつ、総定数や定数配分について議論することが妥当であると考えます。そのときには、企業長が述べた、議員定数削減のトレンドについても、十分考慮すべきである。また、当面の課題である議会運営経費の増加については、大幅な議員報酬の削減によって抑制すればよいと考える。 なお、先に述べた企業長が府議会議員選挙を引き合いに、議員定数削減がトレンドである旨の発言は、府議会議員選挙は市域をまたいだ1つの選挙区であっても全ての住民の意思を反映したうえで議員を選出する制度であるところ、現在の企業団議会は、ブロック割で数年に1回、議員を選出できないことから全ての住民の意思が反映されない「空白地」が生じる制度となっている。したがって、これらを同列で評価し、「空白地」がない府議会議員選挙の定数を削減したことをもって、「空白地」がある企業団議会の定数を増加させることができない理由とするのは、失当であるといわざるをえない。
12 富田林市	○		1 2	1 ・政令指定都市以外は、1議会1議席とし、政令指定都市については別途協議。(そもそも首長会議は構成団体の全首長が対象者である)(地域ブロック会議の検討) ・議会運営経費の増加については、報酬削減を検討するとともに、オンライン会議の併用を視野に、費用弁償の削減も検討すべき。 2 ・そもそも議会議員定数の削減と広域企業団議員の定数は比べる類のものではないのでご注意を。
13 寝屋川市	○		1	事業統合する団体が順次増加していくことに鑑み、全ての構成団体に議席を配分することが必要である。その場合の総定数の増加を最小限とするため、人口・受水量などによる加配は行わず、1団体1議席とする。 なお、全構成団体に議席を配分する案の附帯条件として加配が必要との意見のある団体があれば、定数増に伴う議会運営経費の増加による企業団の事業運営への影響等の検証を行いつつ、その可否を検討することは否定しない。
14 河内長野市	○		1	水道事業の統合が、42市町村中14市町村となる中で、これまで以上に地域実状を議会に反映させることが重要になって来ます。その意味でも構成団体全ての選出議員で構成された議会で議論することが必要だと考えます。 定数配分の考えについては、定数増を最小限に抑えるとの観点から、構成団体全てで1議席の42議席とすることが最良だと考えますが、最終的に全会一致が図られるならば、特に多い人口や受水量を持つ市を考慮した定数配分も了とするものです。 定数増による議会運営経費については、①議員報酬はこれまでの総額を上回らないこと②議場はホテル等での開催ではなく、可能な限り経費を抑えることが必要だと考えます。
15 松原市	○		1	・本市は自己水を持たず企業団から上水を100%受水している中で、その運営を判断する企業団議会に本市の議員がいないことが適当でないと考えるため。 ・1団体1議席は最低限確保するとともに、合理的な理由に基づく定数配分であるべきと考える。 ・議員数が増加した場合、現在の報酬額等が下回ることがないのが基本であると考えますが、その事が企業団の財政的な運営に著しく支障をきたす場合は、現状の報酬額等の減額もやむを得ない。

16	大東市	○	1	本市議会としては当初、議会運営経費を抑える等の観点から現33議席で割り振るのが適当と考えていたが、それではまともでないことから、妥協案として原則1団体1議席とするべきと考える。 但し、人口の多寡による公平性を確保するため、例外として人口50万人以上の団体には2議席、80万人以上の団体には3議席を配分するのが適当である。 なお、原則1団体1議席とすることについて、総議席数の増加に伴い議会運営経費も増大するため、その実施が可能か否か十分に調査されたい。
17	箕面市	○	1	現時点での水道事業統合団体は、予定も含めて14団体となっており、今後も順次拡大していくと推測する。水道用水供給事業のみの団体は水道料金への影響はさほど大きくはないが、水道事業(給水事業)まで統合した団体は料金体系まで影響することとなる。その際に、議会として発言する場がないのは好ましくない。したがって、将来的には全ての団体が水道事業(給水事業)まで統合することとなっているので、この際一団体一議席へと改めるべきである。 ・議員定数は、42名(一団体一議席)へと改める。 ・議員報酬は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会との整合を図る観点から、現行どおりでよい。 ・議会運営経費に関しては、議員定数が増えると会場確保も新たな課題となるが、答弁機会のない理事者側の出席者を抑制することによって出席者総数を抑えらるとともに、行政施設を会議会場として活用するなどして経費節減に努めるべきである。
18	柏原市	○	1	これまで統合団体が順次増加してきており、また今後も増加が見込まれる中、今のところ、統合団体における水道事業会計はそれぞれ区分し経営されている。また、これまでの議員定数に関する議論において、意見・要望が多く出ていることなどから、各地域の実情、課題などを議会の場で反映させるため、少なくとも統合団体には議席を配分していくべきと考えます。なお、総定数、定数配分の考え方については、可能な限り効率的な方法を検討すべきであり、議会運営経費については、議員定数を増やすことで経費が増加しないよう努めるべきと考えます。
19	門真市	○	1	水道事業の統合が、42市町村中14市町村となる中で、これまで以上に地域実状を議会に反映させることが重要になっていること、「府域一水道」、「全体最適」を進めるためにも、構成団体全ての選出議員で構成された議会での議論が必要だと考えます。 定数配分の考えについては、定数増を最小限に抑えらるとの観点から、構成団体全て1議席の42議席とすることが最良だと考えますが、最終的に全会一致が図られるならば、人口や受水量を考慮した定数配分も了とするものです。 定数増による議会運営経費については、①議員報酬はこれまでの総額を上回らないこと②議場はホテル等での開催ではなく、可能な限り経費を抑えることが必要だと考えます。
20	摂津市	○	1	統合団体の重要議案を企業団議会において審議される際は、当該団体の議決権の確保ができる仕組みを構築いただきたい。
21	東大阪市	○	1	・各自治体では、首長と議会は両輪であり、議案の審議で各自治体の立場からの考えを主張できる。特に、受水量の多い自治体議員が不在というのは疑問である。さらに、決定事項においては当該議会の議論の内容や決定までの経緯等に参加しておくことで、各議会で審議するものがあつた際に、その内容を詳細に報告することができる。 ・定数配分については、全国的に議員定数を削減していることを考慮し、自治体1人を基本にし、以下人口100万人毎で1人増としても良いのではと考える。 ・経費については、会議の際の会場を経費がかからない場所を選ぶ等、最大に削減可能な努力を行なう。その上で、議員報酬についても検討する。
			2	議員定数の取扱いについて、法的拘束力を有しない全員協議会で決することが妥当かどうか十分に精査した上で進めていただきたい。本市においては、大阪広域水道企業団議会平成30年10月議員全員協議会で定数の考え方を提案させていただいたが、本市の提案も含め、最終的な合意形成に至ることが困難であったことは認識している。今後、議員定数等調査委員会を進めていく上で構成団体が最終的な合意形成に至れるよう配慮願う。
22	泉南市	○	1	1. 「A そう考える」の理由 水道料金の改定等について、議員としての責務である住民に対する説明責任を果たすためには、構成団体の代表として、審議や議決等に加わることが必要であることから、構成団体全てに議席の配分をすべきであると考えます。 2. 定数配分の考え方 構成団体のうち、既統合団体には、議席を配分すべきであると考えことから、最終的に総定数は、人口、受水量等を勘案せずに、一律、構成団体に1議席を配分すべきであると考えます。 3. 議会運営経費の増加等について 議員報酬等件費の増高及び会議会場の確保(キャパシティ、会場借上料の増高等)が懸念されるが、全体予算内での運用が困難な場合は、議員報酬の減額等も今後は検討していかなければならないと考えます。また、会議会場の確保については、無償で使用できる行政施設等の活用も検討すべきだと考えます。
23	四條畷市	○	1	【理由】 水道供給事業は、住民生活に欠かせないライフラインとして、持続性、安全性、強靱性が求められる事業であり、住民代表としての議員の役割は非常に重要である。 本市統合以降にも統合団体が増え、さらに、今後、府域一水道をめざしての統合促進をめざすのであれば、なおさら、構成団体全ての議会に議席が配分されるべき。 【総定数の考え方】 ①1団体1議席(42議席)を確保。 ②人口・受水量が多い団体から加配の需要等があれば、統合団体の動向をも見据え、都度の協議・調整を行う。 【議会運営経費の増加などの考え方】 ①運営経費の費用対効果を再度検証する。(例:議会や諸会議の会場をホテル等に拘らず検討など) ②議員報酬については、全体予算のバランスを見つつ、1人あたりの報酬縮減も想定。
24	大阪狭山市	○	1	大阪狭山市議会においては、従来から、構成団体の全市町村から最低1名の議員選出を求めている。なお、この最低1名としているのは、人口や受水量などにおいて規模が大きい団体に対する定数配分を配慮する考え方を示しているためである。したがって、総定数については、構成団体の全市町村から最低1名の選出とした上で、規模の大きい団体の加算分を加味したものとなる。また、定数増により議会運営経費が増加することについては、議員報酬は現在の議員報酬の総額に収まるよう見直すこととし、他の経費についても、現在の議会運営経費の中で収まるよう見直せばよいと考える
25	阪南市	○	1	議会経費削減の方策としては、議員報酬の見直しや大阪府議会又は企業長の所属する市庁舎を使用するなど、現状の経費内で運営できるようにする。
26	豊能町	○	1	本来、構成団体に議席はあるべきである。定数増による運営経費の増額は認めない。
27	熊取町	○	1	33名の議員定数に固執することなく、全市町村に1名の定数を与えるべきである。最低でも統合団体には1議席を与える必要があり、統合団体に議席がないこと自体ありえない。説明責任を果たすことを第1に考えるべき。議会運営経費(議員報酬)については、現経費を基本とし、議員定数で按分するなど、議員報酬の削減により対応することによりよい。
28	田尻町	○	1	水道料金の変更や予算の審議などの時に、議決で関与できないのは、不公平であると思うので。1市町村1議席がいいと思う。一人当たりの報酬額は現行のままで、その他の経費を削減することによって、総額ベースでの経費を抑えるようにすればいいのではないかと考える。
			2	大阪市との統合について、再度検討してもいいのではないかと考える。
29	岬町	○	1	構成団体全てに議席を配分し、人口・受水量に関係なく公正公平に議論すべきである。今後都構想が正式に実現すれば大阪市を含め更に広域水道の機能を充実すべきである。
30	太子町	○	1	・1構成団体に1議席(42市町村=42議席)にすべき ・経費については、増加を抑えるため、会場費や議員報酬を削減するなどの措置にて対応する。
			2	・会議の開催時間について、昼食時間の問題があるため、見直しを希望します。(午後1時からにするなど)
31	千早赤阪村	○	1	・さまざま検討されてきた中での現状だと思う、これからも臨機応変に対応していただきたい。 ・経費の増加等は様々な部分で節約を行ない努力していただきたい。

【企業団議会議員の未選出議会】

※ 網掛けの団体は、統合(含む、予定)団体

市町村 議会名	構成団体全てに議席配分すべき そう考える		種別	回答の内容(種別欄) 1. 議席配分の考え方 / 2. その他の意見等
	そう考える	そう考えない		
32 高槻市	○		1	一団体一議席を配分すべきである。なお、議席の加配等で定数配分調整が必要な場合は、人口割を採用することが適当であると考えます。
33 泉佐野市		○	1	本来的には1団体1議席が望ましいと考えるが、全国的に議員定数を減らしている傾向にある中、40人を超える議員定数とすれば報酬や会場の借り上げ代等の経費が増大することになり、一部事務組合とは言え大阪府民の理解を得ることが難しいものとする。また、1団体1議席となれば、同様に各市から選出している大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の定数(20人)と比べて著しくかけ離れることになり、それについても説明が困難である。定数については、人口比率を基本とし、料金改定等の重要案件が企業団議会に提案される年度には議席を当該統合団体に優先的に配分される、現行の33人が適切であると考えます。
34 和泉市	○		1	全ての構成団体に1議席を確保し、発言の場を確保すべきである。定数増に伴う歳費は、増加しないよう予算内での対応を図る。
35 羽曳野市	○		1	・1団体1議席を最低限確保したうえで、人口比率等に応じた議席配分はやむを得ないものとする。 ・議員定数が増えた場合、報酬は現在の予算額を上限とし、議員数で除すればよいものとする。
36 高石市	○		1	本広域水道企業団への統合が一定の段階を迎える迄の間は、最低でも構成団体全ての議会に議席を配分し、各団体の意見を集約する必要があると考えるため。 定数配分については「構成団体全ての議会に議席を配分」する事が最重要であり、必要に応じて「人口割」や「受水量割」による配分がなされる事に異論はない。ただし現状は必要と考えていない。 定数増による議会運営経費の増加は、一定期間においてやむを得ない。尚、これは各団体における議員定数削減とは異なる性質と考える。
37 藤井寺市	○		1	今後、水道企業団への統合団体が増加することが推察される中、水道事業における市民からの信頼感の獲得、醸成を担保すべく、構成団体がもれなく企業団議会に参画することが望ましいと考える。 また、経費の問題については、現在の議員歳費額を議員数で分割するとともに、会場費等については、公共施設を活用することにより解決するものとする。
38 交野市	○		1	・企業団の議決に全ての市町村の意見を反映できるよう、各構成団体1議席が望ましいと考えます。人口や受水量等で定数を増やすのであれば、報酬の減額や会議会場等経費の見直しを検討すべきだと考えます。 ・企業団議会の議決にすべての市町村の意向が反映されるべきと考える。定数の配分は受水量で按分すべき。定数増による議会運営費の増加はやむを得ない。 ・構成する全ての市町村の議会が意見を表明できる場を確保して民主的に運営する必要があると考えるため。人口等に応じて議席配分を増やすと総定数が多くなるので各市から1名でよいのではないかと。議会の運営経費はこれ以上総額が増えないように1人あたりの報酬の引き下げや会議会場費の節約などを検討すべきと考える。 ・企業団議会の議決に関して所属する自治体も関わることであり、その意向、意思を反映できる場がないということに問題があると考えます。総定数について、1団体1議席を基本とし、一定以上の人口を超える団体においては、人口割を採用することを提案します。それに伴う議会運営費の増加に関しては、必要経費であることから確保され、他の部分で調整を行うよう検討することを提案します。
39 島本町	○		1	島本町議会としては、次の点により少なくとも1団体に1議席が必要と考えています。 ・各団体の課題や意見を反映するために発言や意思表示の権利は重要であり、構成団体すべての選出議員で構成された議会で議論できる環境が必要と考える。 ・公平性の観点からもすべての団体に発言と情報収集の機会が均等に保証されることが望ましく、1団体1議席は必要と考える。 定数増による議会運営経費の増に対する考え方は次の通りです。 ・可能な限り経費を抑えるため財政シミュレーションの見直しなども含め、検討が必要と考える。具体的な削減策としては、会場の見直し、web会議の活用、報酬削減などが考えられる。
40 能勢町	○		1	各構成団体の意見を反映させるため、1団体1議席と考える。また、運営経費については、現予算の範囲内で報酬を見直すべきと考える。
41 忠岡町	○		1	府内一水道を目指し、一日も早い府内統一料金の実現をしてほしい。
42 河南町	○		1	全ての構成団体において1団体1議席とし、定数増による議会運営経費の増については、報酬を引き上げる等により現在の範囲内での対応とする。
42 河南町	○		1	各市町村とも、それぞれの意見を出せるよう、各市町村、最低でも1人の議員定数を確保していただきたいと考えますが、今後統合団体が増加すると思われしますので、最低でも統合団体1名の配分をしていただきたい。多大な費用がかかるなら、会議場をホテルからマッセ(おおさか市町村職員研修センター)にしたり、議員の報酬を下げる等、検討し、実施いただきたい。
集計	36	6		